

介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書

生きがい、働きがいを感じて介護の仕事に就いたのに、少なくない介護労働者が短期間で仕事を離れていく状況がある。事業所や施設が介護職員を募集しても集まらない、介護職を養成する学校が定員割れになる。これらの事態は仕事に見合わない賃金をはじめとした待遇が悪すぎることから起こっている。

産業界の中での介護労働者の賃金は最下位水準にあり、離職率は2007年度で21.6%にも達している。しかもそのうちの39.0%は1年未満で離職している。介護福祉士会のアンケートでも定着しない理由の1番は「給料が安すぎる」と83.7%が答えており、「仕事がきつい」(58.2%)よりも多くなっている。

介護事業所・施設にとっても運営は極めて厳しく、このままでは続けていけないと考えている事業所が増加している。2度にわたる介護報酬の引き下げのため、人件費にしわ寄せせざるを得ないのが実情である。

利用者・高齢者にとっても、介護労働者の待遇が改善し安心して働けることが必要である。人員不足や長時間労働で慢性疲労状態の介護労働者の労働条件の改善と人員確保が求められている。

さらに、介護サービス利用者側でも、保険料・利用料負担が大きく、介護認定を受けているにもかかわらず介護サービスを利用していない者もいる。介護労働者の待遇改善が介護報酬の引き上げとなって保険料・利用料の負担増にならないよう国として措置を講じる必要がある。

よって、政府においては、介護労働者の人材確保と待遇改善のため、下記の事項について早急に実行するよう強く要望する。

記

- 1 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」に基づき、2009年4月までに介護従事者の確保を図るよう、賃金をはじめとする処遇の改善のための施策を早急に具体化し、実施すること。
- 2 介護従事者の人材確保・賃金水準の改善については、国の責任で行い、介護保険料、介護サービス利用料の負担増にならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)11月7日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員